

6次産業化拠点施設基本設計業務委託の公募型プロポーザルを実施します。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業6次産業化拠点施設基本設計業務委託にかかる公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出してください。

1. 業務名

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業
6次産業化拠点施設基本設計業務

2. 業務目的

美郷町では、令和元年に「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」(以下「基本構想」という※別紙1参照)を策定し、基本構想を推進・実現するための中間支援組織である産地型商社(地域商社)の設立と6次産業化拠点施設の整備を目指している。

併せて、本事業を推進することにより、産地型商社と加工施設の機能強化を図り、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農林業者、食品加工事業者の生産品の販路開拓等による消費促進に繋げる。

6次産業化拠点施設では産地型商社の事務所と栗の一次・二次加工場(ライン化及び一部オートメーション化した加工場※現在機器の仕様を検討中)の設置を予定している。

整備にあたっては廃校施設(田代小学校[所在:美郷町西郷田代620番地2 令和3年3月末閉校])を活用することとしており、今回その基本設計業務を委託するものである。

3. 事業内容等

①現状把握

- (1)一次・二次加工施設の現状把握
- (2)田代小学校校舎等の現状把握

②基本設計

- (1)一次・二次加工施設の建屋の基本設計・概算整備費用積算
- (2)産地型商社・加工事業者(一次・二次加工施設)事務所兼販売所の基本設計・概算整備費用積算
- (3)基本設計の条件

1)一次・二次加工施設の建屋の基本設計にあたっては、現在検討している加工機器のライン化及び一部オートメーション化の仕様(ラインの延長等)を考慮すること。

2)校舎等の一部の利活用を想定する。ただし、後年にその他のスペース(今回活用しない校舎等)を活用する場合の導線は考慮すること。

3)事務所兼販売所については、産地型商社(5名程度)・加工事業者(5名程度)各1室とする。なお、現施設を最大限活用するかたちで検討すること。

(4)一次・二次加工施設の建屋及び産地型商社・加工事業者(一次・二次加工施設)事務所兼販売所の実施設計・施工監理業務の見積り

4. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

5. 公募参加資格

- ①法人格を有する企業・団体であること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないものであること。
- ③宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ④暴力団ではないこと、又は、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にある法人ではないこと。
- ⑤提案書受付期間において、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧当該事業に関するノウハウを有し、かつ当該事業を円滑に遂行するために必要な営基盤を有していること。
- ⑨提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑩1者1提案とし、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、複数の企業等による協業体については1者とみなす。
- ⑪その他、町との協議に真摯に対応し、計画工程を遅延なく遂行できること。

6. 参加表明書及び提案書の提出期限並びに提出先

①参加表明書提出期限

令和3年1月6日(水)17時まで

提出場所美郷町役場政策推進室

②提案書提出期限

令和3年1月15日(金)17時まで

提出場所美郷町役場政策推進室

7. 問い合わせ

美郷町役場政策推進室(中野)

〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

TEL 0982-62-6203(内線3255)

FAX 0982-66-3113

Eメール seisaku@town.miyazaki-misato.lg.jp

8. その他詳細は別途資料を参照すること